

留意事項

【搬入条件】

- ① 搬入できる廃棄物は、双葉郡内から発生した一般廃棄物に限ります。
- ② 産業廃棄物や家電リサイクル法に規定された廃棄物等、当組合での「処理困難物」については、搬入できません。それらの廃棄物を収集した場合、収集者の責任において、その廃棄物を適正に処理してください。
- ③ 当組合の受入基準に則り、適正に廃棄物を分別し搬入してください。分別が不十分な廃棄物については搬入できません。
- ④ 一般廃棄物を搬入する際には、「町村別」「種類別」に分別し搬入してください。
- ⑤ 搬入月翌月 10 日までに搬入月報（その 1～3）を提出してください。搬入前に月報記載に必要な内容を確認し、記載漏れがないようにしてください。
- ⑥ 搬入時間は次のとおりです。
平日 8 時 30 分～11 時 30 分 13 時 00 分～16 時 15 分
- ⑦ 搬入箇所は次のとおりです。
可燃ごみ 北部衛生センター（浪江町室原字於喜津 4-1）
その他の一般廃棄物 南部衛生センター（檜葉町上繁岡字山神 160-2）
- ⑧ 廃棄物の収集及び運搬については、登録した車両、従事者以外は認めないため、器材検査証及び身分証を必ず携行してください。
- ⑨ およそ 2 t を超える大量の廃棄物の搬入を予定する場合は、事前にセンターに連絡してください。施設の状況により搬入の調整が必要となる場合があります。
その他、量の搬入は 1 日 10 枚まで、選定枝については長さ 1 m 以内、直径 10cm 以内とし、伐根株については搬入不可となります。
- ⑩ 車両運行時は飛散、落下及び汚水漏れ防止に努め、交通安全に心がけてください。
また、塵芥車等のリアゲートは必ず閉じて走行してください。
- ⑪ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめとする法令等を遵守してください。
- ⑫ 衛生センター内では係員の指示に従ってください。
- ⑬ 双葉郡内で発生した一般廃棄物であっても、帰還困難区域、居住制限区域、特定復興拠点等から発生した廃棄物については、事前にお問い合わせください。

上記内容に違反等があった場合、許可を取り消すことがあります。

【申請時の留意事項】

- ① 一般廃棄物収集運搬業の許可申請を新規で行う場合、搬入のルールや留意事項等を説明しますので、衛生センターへ連絡のうえ、必ず事前に説明を受けてください。
- ② 一般廃棄物収集運搬業の許可申請には、申請日の過去1年以内に「一般廃棄物収集運搬及び処分業者に係る講習会」の受講及びその修了証が必須となります。
許可の更新の際にも同様となりますので、受講漏れがないようご注意ください。
- ③ 一般廃棄物収集運搬業について、登記簿及び定款に貴社の業として登録されていることを確認後申請してください。
- ④ 登記簿及び役員の身分証明書については、写しではなく原本を提出してください。
- ⑤ 許可証の期間は以下のとおりです。
 - ア 新規に申請する場合
許可日から1年間
(例) 令和4年5月15日～令和5年5月14日まで
 - イ 初回更新の申請をする場合
許可日から次々回の年度末まで
(例) 令和4年5月15日～令和6年3月31日まで
(例) 令和5年2月20日～令和6年3月31日まで
 - ウ 2回目以降の更新の申請をする場合
基本的に4月1日から次々回の年度末まで
(例) 令和4年4月1日～令和6年3月31日まで

※イ、ウの場合、前許可期間中に搬入実績がある場合に限りです。
搬入実績がない場合はア新規の扱いとなります。

※前回の許可期間満了から1年以上経過し再度申請した場合、
ア新規の扱いとなります。
- ⑥ リース等、貴社所有でない車両を登録する場合、車検証の写しとともに、契約書の写し等、車両の使用許可を確認できる書類を合わせて提出してください。
- ⑦ 一般廃棄物収集運搬業の許可が必要な理由を確認するため、収集先の町村、事業所、ごみ種、搬入見込量等を記載した事業計画書を提出してください。事業計画書の様式は問いません。